

令和元年 第9回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和元年9月13日（金）午後3時00分～午後4時00分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール

3. 出席委員数 13名
4. 欠席委員数 2名

会長	15番	後藤 敏生	出					
委員	1番	麻生祐三子	出	6番	津高 昭基	出	11番	神志那靜清
	2番	後藤 綾子	出	7番	森田 孝市	出	12番	工藤 妙子
	3番	田島 茂	出	8番	小野伊八郎	出	13番	神田 隆善
	4番	清田 義幸	欠	9番	衛藤 英教	出	14番	安藤 哲生
	5番	木津 一秀	出	10番	矢野 源平	欠		

5. 議事録署名委員の指名

_____ 13番 神田 隆善 14番 安藤 哲生 _____

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史
係長 藤田 鉄也
係員 川原 一仁 後藤 海帆 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第52号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第54号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について
- (4) 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (5) 議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (6) 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は、13名です。
過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの方の進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は13名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。また、その発言につきましては、議事録に記載されることとなりますので、簡潔かつ明瞭にお願いします。合せて、携帯電話については、電源を切っていただくか、マナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和元年第9回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後3時12分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私(議長)から指名いたします。

13番 神田隆善 委員、14番 安藤哲生 委員にお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告ですが、令和元年第8回定例総会から本日の令和元年第9回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。まずは、資料1をご覧ください。

その中から、※のついた3点について、2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。

(資料1の会長報告を朗読)

議長 私からの報告は、以上です。また今回、各種報告については特にないようです。

議長 続きまして、各種報告ですが、本日は農政委員会と女性農業委員の会から報告があります。

工藤妙子委員長よろしくお願いします。

農政委員長 農政委員長の工藤です。
農政委員会とウーマンアグリネットから 3 点御報告いたします。
1 点目は、豊後大野市農業委員会だよりについてです。
先般、第 21 号を農政委員をはじめ、委員の皆さんのご尽力より、9 月 1 日付で自治委員さんを通じて全戸配布をすることができましたので、お礼を申し上げます。大変ありがとうございました。
2 点目は、「明日の農政を考える集い」についてです。
本日、午後 6 時より、2 階の公民館視聴覚室で「明日の農政を考える集い」を開催します。たいへんご多忙とは思いますが、皆さんのご出席をお願いします。
最後にウーマンアグリネットの活動報告です。一昨日から昨日にかけ鹿児島市で開催された九州沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会に私と後藤綾子委員、事務局の後藤海帆さんの 3 人で参加しました。
初日に、「農地利用の最適化推進に向けて農業委員会が果たすべき役割」をテーマにパネルディスカッションがありました。各県から一人ずつ代表が出たんですが、大分県からは投資の後藤綾子委員がパネラーとして登壇し、中立委員の立場で発表いたしました。
以上、報告します。

議長 本日の報告事項は以上のようにです。

議長 続いて、「報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 それでは事前に配布しています議案書の 1 ページをお開きください（議案書のとおり、報告第 7 号の番号 1 番の 1 案件について朗読）
以上、報告いたします。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

議長 質問がないようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程 4 の議事に入ります。
まず、「議案第 52 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」を議題とします。
それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の鎌倉です。よろしくお願いします。
それでは、農地転用見込みについて説明させていただきます。
別冊議案書、議案第 52 号をご覧ください。議案第 52 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見

込みについて農業委員会の意見を求める。令和元年9月13日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして、2ページをお開きください。(議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読) 以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

ここで、番号1番から6番までの6案件について、地区審査会の報告を求めます。

まず番号1番の1案件を11番 神志那静清 委員にお願いいたします。

11番委員 11番 三重の神志那静清です。

9月5日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件については、申請者●●●●さんの農用地利用計画変更の用途変更にかかる農地転用見込みについてであります。

申請地は、当該地に●●●●の堆肥舎の建築を計画している。計画するにあたり、当該地以外の土地を探したが、適当な土地が見つからなかったため、農業用施設用地への用途変更をお願いしたい、とのことであります。

許可基準は、第2の1の(1)のアの(イ)のbの、農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること に該当し、農地転用の許可の要否は、第5条申請が必要となります。

地区審査会の意見としましては、農用地区域内であるが、農業用施設への転用は例外的に許可することができる場合に該当し、転用は可能であるとなりました。

以上、報告します。

議長 続いて番号2番の1案件を1番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1番委員 1番 緒方の麻生祐三子です。

9月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号2番の案件については、申請者●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。

申請者は、買取希望者の●●●●氏が専用住宅建築のために周辺で代替地を探してみたが、適当な土地が見つからなかったことから、譲ってほしいとの依頼があり、やむを得ず一部を売買するため、除外して頂きたいとのことで申請を行ったものです。

変更後の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第1種農地となります。

許可基準は、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e) の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの に該当します。

農地転用の許可の要否は、第5条申請が必要となります。

地区審査会の意見としましては、第1種農地の不許可の例外基準である住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、やむを得ず転用は可能である。となりました。

以上、報告します。

議長 続いて番号3番から番号5番までの3案件を7番 森田孝市 委員にお願いいたします。

7番委員 7番 千歳の森田孝市です。9月4日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号3番の案件については、申請者●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。

申請地は、買取希望者の●●●●氏が住宅建築のために周辺で代替地を探してみたが、適当な土地が見つからなかったことから、譲ってほしいとの依頼があり、やむを得ず売買するために除外したいとのことであります。

変更後の農地区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため第1種農地となります。

許可基準は、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

農地転用の許可の要否は、第5条申請が必要となります。

地区審査会の意見としましては、第1種農地の不許可の例外基準である住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、やむを得ず転用は可能である、となりました。

続きまして、番号4番の案件については、申請者●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。

申請地は以前、カボスを栽培していたが獣害で耕作を断念しました。高齢となり、また後継者もいないため、近年は手入れが行き届かなくなり竹の進入が激しくなってきました。このため2999番に28本、3002番に20本の桜を植え、植林用地として管理していきたいとのことであります。

変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため第2種農地のその他の農地となります。

許可基準は、第2-1-(1)-カ-イの申請に係る農地に代えて周辺の他の農地を供することにより、当該申請にかかる事業の目的を達することができると認められないため許可できるもの、に該当します。

農地転用の許可の要否は、第4条申請が必要となります。

地区審査会の意見としましては、代替地がなければ転用は可能である、となりました。

続きまして、番号5番の案件については、申請者●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。

申請地は娘夫婦が専用住宅の建築をするために、周辺で代替地を探してみたが、適当な土地が見当たらなかったことから、譲ってほしいとの依頼があり、やむを得ず譲渡するために除外したいとのことであります。

変更後の農地区分は市街地化が見込まれる区域内ある公共投資対象外の農地で、500m以内に千歳支所が存在するため第2種農地となります。

許可基準は、第2の1の(1)のオの(イ)のbの申請に係る農地に代えて周辺の他の農地を供することにより、当該申請にかかる事業の目的を達することができると認められないため許可できるもの、に該当します。

農地転用の許可の要否は、第5条申請が必要となります。

地区審査会の意見としましては、代替地がなければ転用は可能である。となりました。
以上、報告します。

議長 続いて番号 6 番の 1 案件を 5 番 木津一秀 委員にお願いいたします。

5 番委員 犬飼の木津一秀です。9 月 5 日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 6 番の案件についてですが、申請者 社会福祉法人●●●● 理事長 ●●●●さん の農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてあります。

申請地は、社会福祉法人●●●● 建設当時(平成 13 年)から、施設の敷地と一体化していました。平成 30 年に敷地の境界を土地家屋調査士に依頼して復元した際、申請地が登記簿上は隣接の 2148 番 1 の一部であることが判明しました。2148 番 1 の所有者である●●●氏と現地での立会いを実施し、建設当時の双方の認識が現状の境界で間違いなかったことを確認できたため、分筆後に時効取得による所有権移転登記を行いました。さらに、登記簿上の地目と現状の地目を一致させるために、申請地の除外をお願いしたいとのことです。

変更後の農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため第 1 種農地となります。

許可基準は、第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の e の (e) の既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る)に該当します。

農地転用の許可の要否は、第 4 条申請が必要となります。

地区審査会の意見としましては、第 1 種農地の不許可の例外基準である既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る)に該当するため、やむを得ず転用は可能である。となりました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 52 号の番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 質疑が無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 52 号については、意見を求められております。審査報告は、番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件につきましては、「転用は可能である」とのことです。この意見でよろしいでしょうか、賛成する委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 52 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」の番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件については、地区審査会の審査意見のとおりとしま

す。

議長 続いて「議案第 53 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について」及び「議案第 54 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は関連がありますので、一括して説明いたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の佐々木です。よろしくお願ひします。

私からは農用地利用集積計画について説明させていただきます。それでは 3 ページの議案第 53 号をご覧ください。議案第 53 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和元年 9 月 13 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして 4 ページをご開きください。（議案書に基づいて令和元年 9 月 17 日公告予定分を朗読）以上です。

続きまして、農用地利用配分計画について説明させていただきます。6 ページの議案第 54 号をご覧ください。議案第 54 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について、農用地利用配分計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。令和元年 9 月 13 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして 7 ページをお開きください。（議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第 53 号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 質疑無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 53 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 53 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第 54 号については、意見を求められております。これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 質疑無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 54 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 54 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は、原案のとおり「問題ない」といたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
(とき、午後 3 時 35 分)

議長 それでは、再開します。
(とき、午後 3 時 36 分)

議長 次に「議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案書の 2 ページをご覧ください。あわせて、本日お配りしました概要書もお開きください。
「議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番及び番号 4 番の 4 案件について朗読)
以上、説明を終わります。

議長 それでは、番号 1 番から番号 4 番の 4 案件について、地区審査会の報告を求めます。

議長 番号 1 番の 1 案件を 16 番 長野文重 委員にお願いいたします。

16 番委員 16 番 三重の長野文重です。9 月 5 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲受人は、申請地の管理を依頼され耕作してきましたが、譲渡人より所有権移転の相談があり、申請地が自身の経営地に近く利便性がよいことから、売買での話がまとまり、今回申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は、140 アールとなり下限面積の 40 アールを超えていません。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番及び番号 3 番の 2 案件を 18 番佐藤正雄委員にお願いいたします。

18 番委員 18 番 三重の佐藤正雄です。9 月 5 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 2 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲受人は、知人の紹介により、県外在住の譲渡人より所有権移転の相談があり、申請地が自身の経営地に近く利便性が良いことから、売買での話がまとまり、合意解約成立後、今回申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、56 アールとなり下限面積の 40 アールを超えております。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号 3 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲受人は、譲渡人より、知人へ委託していた申請地が返還された事の相談があり、自身の耕作地が災害で減少したことや申請地が自身の経営地に近く利便性が良い事から、売買での話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、40 アールとなり下限面積の 40 アールを超えております。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 4 番の 1 案件を 28 番 甲斐文義 委員にお願いいたします。

28 番委員 28 番 緒方の甲斐文義です。9 月 4 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 4 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。

譲渡人は市外在住で体調も悪いため、農地の整理を検討し、これまで申請地の管理をお願いしていた譲受人に相談しました。

譲受人も自身の経営地に近く、利便性が良いことから、贈与で話がまとまり、申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は 347 アールとなり下限面積の 40 アールを超えております。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 55 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 質疑が無いようありますので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 55 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 55 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 56 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の 3 ページをご開きください。あわせて、概要書と事前に配布しています図面もお開きください。
「議案第 56 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について朗読)
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、地区審査会の報告を求めます。
まず、番号 1 番の 1 案件を 11 番 神志那静清 委員にお願いいたします。

11 番委員 11 番 三重の神志那静清です。9 月 5 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号 1 番の案件についてですが、申請人●●●●さん 外 4 名 の農地の転用の件についてであります。
申請者は、3 世帯 5 名で、現在キク生産の経営又は農業研修を行っており、任意組合「●●●」を立ち上げています。
今回、三重町宮野にキクハウスを建築し、生産を行うにあたり、近接地で、選別調整予冷等を行う集出荷貯蔵施設の建築を計画しました。
農地以外の土地を探しましたが、面積不足や造成費が高額になるため断念していたところ申請地を見つけ、土地所有者に相談した結果、基盤強化法による賃貸借契約締結後に申請するものです。
審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 1 1 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) の力の (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。
以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番の案件を 1 番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1番委員 1番 緒方の麻生祐三子です。9月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号2番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。

申請者は申請地近接の持ち家で妻と母の3人で生活していますが、母の年齢を考え、段差のないバリアフリー住宅の新築を計画しました。

自己所有地で検討した結果、申請地が緒方町中心部にあり、利便性が良いため、申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の工の(イ)の第3種農地の転用は、許可をすることができるに該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号3番の1案件を5番 木津一秀 委員にお願いいたします。

5番委員 5番 犬飼の木津一秀です。9月5日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号3番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。

申請人は、現在、県外に居住していますが、以前から縁のある犬飼町に転居しようと思い、住宅の新築を計画しました。農地以外の土地を探しましたが、条件的な折り合いが整わなかつたため、自己所有の土地で住宅を新築する計画をたて、必要最低限で分筆後に申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分 第1種農地 に該当し許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)のCの(e)の、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため許可できるもの に該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第56号の番号1番から番号3番までの3案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 質疑が無いようありますので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第56号の番号1番から番号3番の3案件につきまして、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第56号の番号1番から番号3番の3案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 56 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 3 番の 3 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 引き続き議案書の 3 ページをご開きください。
「議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件について朗読)
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号 1 番の 1 案件を 11 番 神志那静清 委員にお願いいたします。

11 番委員 11 番 三重の神志那静清です。9 月 5 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号 1 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの所有権の移転が伴う、農地の転用の件についてであります。
譲受人は、市外のアパートで夫と子 2 人の 4 人で生活していますが、子の成長に伴い手狭となってきたため、実家周辺に住宅の新築を計画しました。
農地以外の土地を探しましたが、条件が折り合わず断念していたところ、祖父である譲渡人所有の土地が候補にあがり相談した結果、贈与で話がまとまり、申請するものです。
審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものではなく、第 2 の 1 の (1) の力の (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。
以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 57 号の番号 1 番の 1 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
審査報告は、議案第 57 号の番号 1 番の 1 案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 57 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 1 番の 1 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 これをもちまして、令和元年第 9 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午後 3 時 56 分)

議事録署名委員 13 番委員 神田隆義

" 14 番委員 宮藤哲生